

山田みやこの活動報告

令和7年10月25日

市川房枝政治参画フォーラム

女性の人権をまもる「女性支援法」を自治体政策の中心に!

女性支援法が施行され1年半が経過した。そこで、自治体はどのように変わらなければならないか、ということを三人の方から話を聞いた。

① お茶の水女子大学名誉教授 戒能民江さん

「女性支援法施行の意義と課題ー地方自治体の役割を問い合わせ直す」

女性支援法施行1年半が経過した。女性相談は全国で20万件以上と増えているが、一時保護は依然として減少傾向。女性自立支援施設の稼働率は22.6%

一部の新たな動きはあるが「点」にとどまり、自治体や支援機関、市民の女性支援法理解が深まったとは言えない。

今まで、脱売春防止法の「保護更正、補導処分」など支援の概念がなく、指導中心だったため制度的限界があった。女性支援法は、当事者の意思を尊重し、心身の状況に応じた多様な支援により、当事者を真ん中にした行政と民間団体の協働支援。行政内の縦割りを超えた庁内外の連携と協働。

なぜ、女性支援法が必要なのか

- 1) 性被害・性や子どもを産むことにおいて身体的・精神的・社会的に良好な状態で自分の意思で自己決定できる権利（リプロダクティブ・ヘルス・ライツ）
- 2) 貧困・孤立・低所得・障がい・外国籍など社会、経済的困難
- 3) 支援のハードルが高い 根強い自己責任論
- 4) DV被害
- 5) 縦割り行政

支援内容はこう変わる

- ・相談に来るのではなく、ゆるいつながりの中で、本人の意思を尊重しながらの相談・支援につなぐ
(若年女性は大人への信頼がない)
 - ・中長期的・専門的支援
 - ・自立支援とアフターケア（メンタルケア）
 - ・施行後3年を目指す（2027年）法改正
 - ・2026年度（令和8年）予選概算要求額57億円
- 新規事業)
 - ・女性相談支援センター等地域連携推進モデル事業
 - ・一時保護・女性自立支援施設受入推進モデル事業
 - ・官民協働等女性支援事業

一時保護所等現状は、秘匿性の有無に関わらず一律に厳しい生活制限

「携帯電話、通勤・通学・の原則禁止」を課し個別に応じた支援をしていない

⇒秘匿性のない人の生活制限大幅緩和して、入所促進とサテライト設置（賃借料補助）

- ・アウトリーチ、SNS相談、関係機関と民間との連携協議会

山田みやこの活動報告

先駆的自治体の動き

神奈川県 自立支援施設「わたしのお家」6戸 社会福祉法人が委託運営

通所型自立支援事業3カ所開始予定

東京都 サテライト施設で通所型自立支援事業開始

※しかし、多くの自治体が「現状維持」のまま「最低限のリソース」による形だけの対応に終わっている

市区町の基本計画策定

努力義務として基本計画策定

行政だけではなく支援現場、市民も加わった素案策定

男女系と福祉系の協働不可欠

大阪市の基本計画

2024年3月策定

福祉系と女性支援の連携

支援内容・方針に若年女性支援（性搾取）あり

一時保護施設24時間対応

（秘匿の必要性の有無で施設の選択可能な運用のあり方を検討、国に先立つ問題提起）

居住支援を行っている民間へ補助

加害者プログラムの開発

練馬区の基本計画

2025年4月策定

女性相談支援員15名（常勤8名、会計年度任用職員7名）

区内4カ所の総合福祉事務所に配置

重点取り組みは若年女性支援⇒居場所開設 ミドルステイ（緊急一時保護後）

今後の課題

- 1.女性相談員増
- 2.民間女性支援団体への財政支援
- 3.府内部署の連携体制
- 4.都道府県の市区町村への支援
- 5.自治体職員のネットワーク構築

山田みやこの活動報告

②国立市政策経営部市長室長 吉田徳史さん

「私の意思を」尊重した支援とは～官民協働の支援の必要性～

国立市では、女性支援と人権、男女共同参画を政策経営部市長室が所管している

国立市の女性支援

- ・女性相談支援員は専任4名。母子・父子自立支援員と兼務していない
相談から支援までを女性相談支援員が一貫して関わる
- ・女性支援4団体での連携

　　国立市女性支援

　　NPO法人くにたち夢ファームJikka

　　夜間休日電話相談（NPO法人メンタルケア協議会）

　　パラソル（くにたち男女平等参画ステーション）

4団体との情報交換を定期的に実施し施策につなげている

国立市とNPO法人くにたち夢ファームJikkaとのつながり

Jikkaとの女性支援のあり方を検討（2017～2018）

行政側と民間側の課題を共有し、行政ができないことを民間が支援する

「国立市女性パーソナルサポート事業」2019年度創設

1) 短期宿泊事業

公的な一時保護施設の利用を選択しない、できない方に一時的な宿泊場所を提供

2) 中長期の自立支援事業（Jikkaに事業委託）

相談支援、同行支援、アウトリーチ、宿泊支援等

令和7年度予算700万円

行政の枠だけで考えず、民間団体であれば可能なこともあるので不得手なことを補い合うと共に、
対等な立場としてつながる

民間団体への財政支援と、相談者をつなぐ時は行政も一緒に支援する

国立市の女性支援の特徴的な取り組み

- ・市役所が閉庁している時間帯（休日・夜間）の女性専用電話相談をNPO法人メンタルケア協議会へ委託して実施
- ・女性DVホットライン設置 042-576-2127
- ・男女平等参画ステーション（パラソル）（株）シーズプレイスが運営

山田みやこの活動報告

女性支援法に基づく今後の取り組み

令和6年度に基本計画は策定済み。

今後、複数自治体での広域実施の為、近隣市との連絡会を実施予定。

最後に

本人の意思尊重のために、

じっくり話が聞ける相談員と時間

ジェンダー意識を持っている

本人の真の望みは何か

相談者の主張は終始一貫していたが、主張が実現できないのは、行政側の制度やサービスに柔軟性がなかったり、課題の解決に向けた考え方が共有できていなかったり、当事者が課題を解決していく道のりに相談員が先回りをしようとしたり、効率的に進めようしたり、国立市の女性支援は、相談者との関係性や支援が滞った時、

「私たちはご本人の意思を尊重した支援ができているだろうか」とこの言葉を出して、振り返り、日々支援を行っている。

女性相談員が安心して働くために、相談員同士の関係性を良く保ち、担当制を敷かず、常に情報を共有する。

メンタルケアを充実。

室長のことば、

※制度からこぼれてしまう女性を支えるための仕組みをつくることが行政の役割であり、本来のセーフティーネット。女性を支援する「地域づくり」を目指す。